

制定 令和6年4月22日

そうだね内房 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「そうだね内房」(以下「会」と称するものとする。

(目的)

第2条 本会は、自宅から外出しづらい、学校に登校しづらい等の当事者ご家族の交流の場、情報交換の場、支援の場を提供することを目的とする。

(活動内容)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 会員相互の語り合う場や情報交換の場。
- (2) 関係機関(行政、医療等)との連携による支援。
- (3) その他目的達成のために必要な活動。

(会員)

第4条 会の目的に賛同する会員により構成し、会への入会、脱会は妨げないものとする。

(役員の選任)

第5条

- (1) 会は、代表1名、副代表3名、会計1名(副代表兼務)の役員を置く。
- (2) 役員は会員の互選によって定める。
- (3) 各役員の任期は2年とする。

(事務所)

第6条 本会の事務所は代表宅に置くものとする。

(会計年度)

第7条 会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日におわる。

(財政)

第8条 会の活動に要する諸経費は会費及び寄付金等によって賄われるものとする。会費については、前条に規定する会計年度が終わる都度、会員の総意によって定めるものとする。

附則

この会則は令和6年6月1日から施行する。

令和7年2月22日一部改訂

令和7年12月6日一部改訂